

○平省令財務省國債の發行等告示第百四号  
平成二十三年十一月二十八日第五条第十一項の規定に依る。昭和五十七年大藏省  
平成二十一年十二月七日より告示する。  
財務大臣(二十年)安住淳

一　　二　　三　　四

の法発号名稱　　條律行稱及び根柢記　　用振替等法の適法の適

平成二十三年十一月二十八日第五条第十一項の規定に依る。昭和五十七年大藏省  
平成二十一年十二月七日より告示する。  
財務大臣(二十年)安住淳

利付国債、大藏省

の法発号名稱　　條律行稱及び根柢記　　用振替等法の適法の適

平成二十三年十一月二十八日第五条第十一項の規定に依る。昭和五十七年大藏省  
平成二十一年十二月七日より告示する。  
財務大臣(二十年)安住淳

利付国債、大藏省

価一を場で競争う札価振の以律社第一項三の二十財十利付  
格国定特あ争入。一格替適下へ債六平並年特十四政一付  
競債め別つ入札に以を機用一平、十成び法例三号法回  
競市る参て札發によ下競関を振成株式等の振替法の  
入場も加、と行一争は受けるもとのい。日本銀行のう  
札特の者財同發別にご務時とい。格付けるもとのい。銀行のう  
發行參よと大にい。競し銀行のう。法律第十七号  
「加るに臣行う。」(以下「札わる。」)とし、の規  
とい。者發応がわ。」(以下「札わる。」)とし、の規  
・行募各れ及「札わる。」の規  
う。第一限國るび価一以度債入価格とる。その規  
非下額市札格競い入の定。法

七

口

払込金額 行争競 I 加場  
入価・別債 札格第参市  
札格第参市 発競 I 加場

六

イ

入価行発競  
札格行競  
札格第参市  
行争額

五

口イ

方募法入  
札格決  
札格定  
行争の

九利第発平百付一會四債の特十一つ定う額  
百付一行成億国項計百に規例三億いにち面  
九国項の二五債のに億つ定に年三て基、金  
十債の特十百に規関六いに関度千はづ財額  
一に規例三二つ定す千て基すに百、き政で  
億つ定に年十いにる三はづるお二額発法一  
円いに関度五て基法百、き法け十面行第兆  
て基すに万はづ律五額発律る五金し四二  
、づるお円、き第十面行第公万額た條  
額き法け額発六万金し二債円で利第  
面発律る面行十円額た條の、二付一  
金行第公金し二、で利第発平千国項  
額し二債額た條特七付一行成五債の  
でた條ので利第別千国項の二百に規

込募各当も各  
み限國ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を囲別応ち  
割内參募応  
りに加額募  
當お者を価  
ていご順格  
るてと次の  
各の割高  
申応りい

十  
三  
二

十  
イ  
一  
發

の経利行争非者特国  
払過 入価・別債  
込利 札格第参市  
み子率 発競I加場

九  
八

口  
イ

振額最  
替  
額  
単  
面  
位  
金  
低行争非者特国入価  
入価・別債札格  
札格第参市發競  
發競I加場行爭

(一)年

十額格十額 平す額の振 五  
五面 五面 成るの記替 万  
錢金 錢金 二。整載法 円  
額 以額 十 数又の  
百 上百 三 倍は規  
円 の円 年 の記定  
に そに 十 金録に  
つ れつ 一 額はよ  
き ぞき 月 に、る  
九 れ九 一 よ最振  
十 の十 八 る低替  
九 応九 も額口  
円 募円 の面座  
九 價八 と金簿

十式は一  
も号に、募・  
のによ払入七  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

額面金額の総額  
 $\times \frac{1.7}{100}$   
 $\times \frac{365}{365}$

十  
十  
十  
八  
七  
六

十  
五

十  
四

払元償償  
場利還還  
所金期  
支額限  
後第  
の二  
利期  
子以

日額平るい日毎  
本面成利てを年  
銀金四子、支三  
行額十をそ払月  
百三支の期二  
円年払日と十  
に九う以し日  
つ月。前、及  
き二六各び  
百十月支び  
円日間払九  
に期月  
属に二  
すお十

鑑  
國  
金  
鑑  
×  
100|1.7  
×  
2|1

初  
期  
利  
子

規下は期た期平 (二)  
定、が金と成控得は出に住時額金にの口るに  
す次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座も係發  
る号の行を、十すの国た、又おたにりつにのる行  
期及翌休支次四る税法金前はいだ百算い記と所時  
日び営業払の年こ率人額記外てし分出て載し得に  
に第業う算三とをがに(一)国取、のしは又て税お  
つ十日。式月が乗適当の法得当二た、は振がい  
い六にたに二でじ用該算入す該十金前記替源て  
て号支だよ十きたを非式でる國を額記録口泉、  
同じに払たしり日る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ  
じ。おうる、算を額け住よるがをじらのれ簿収の  
いへと支出支て以き払し払る者り場非発た當算る中さ利  
を所又算合居行金該式ものれ子

二十九

払者入  
込札  
期参  
日加

平財務大臣から通知を受けた者  
成二十三年十一月二十八日

内容の一部を左のとおり修正しました。（令和元年七月二十九日）

|   |  |   |
|---|--|---|
| 二<br>下<br>二十一<br>十七<br>一  | 頁<br>段<br>行  | 誤 |
| 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七千四百億六千三百五十五万円 | 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七千四百億六千三百五十万円 | 正 |